

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて、5人の被害者を帰国させました。しかし、その時以降、5人の被害者の帰還以外まったく進展がありません。北朝鮮の地で、わが国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと、日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は10年を経過した今も続いています。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。しかし17人以外にも、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在しています。このことは政府も認めています。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部をつくり、担当大臣を任命して、被害者の救出に取り組んでいますが、いまだ具体的成果を上げることができていません。

昨年末、拉致の責任者である金正日総書記が死去しました。後継の金正恩政権の不安定さを含め、今が救出の好機となり得ます。この機に金正恩政権に強く働きかけ、実質的交渉の場に引き出さなければなりません。

また、政権の移行に伴い混乱事態が発生し、被害者の安全が脅かされる危険も出てきました。混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければなりません。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ、許し難い人権侵害であることは言うまでもありません。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、今年を勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年7月3日

江戸川区議会議長 島村和成

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣 あて